

新潟県立豊栄高等学校修学旅行事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立豊栄高等学校修学旅行事業委託

(2) 事業の目的

本事業は、下記①～③を目的とする。

- ①日常生活から離れ、校外での活動を行うことにより、社会のルールやマナーを守るなど社会性や協調性を養成する。
- ②遺跡・寺社などの歴史的建造物や絵画・彫刻など日本の伝統文化に直接触れることにより、伝統・芸術を尊重する姿勢を涵養する。
- ③班別自主研修の企画・立案・実施を通じて自主自律の実践を図るとともに、集団を統率するリーダーシップを育成する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年10月18日(金)まで

(4) 参加人数 (予定)

44名 (生徒40名、引率教員4名)

(5) 業務内容

別ファイル「新潟県立豊栄高等学校修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

10万円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社(営業所又は事務所を含む)を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去5年以内(平成30年4月1日から令和5年3月31日まで)に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行(修学旅行を含む)の受託実績があること
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75

- 号) 基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を実施する。

- (1) 日時：令和5年6月20日（火）
- (2) 会場：県立豊栄高等学校 会議室

※ 説明会参加を希望する場合は、6月16日（金）16時までに団体名、参加者名、連絡先電話、FAX、E-mailをファックスまたはメールにて連絡願います。
（様式任意）

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類 各1部

- (ア) 別紙様式1 「参加申込書」
- (イ) 別紙様式2 「会社概要」
- (ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」

イ 申込み期限：令和5年6月30日（金）16時（必着）

ウ 申込み先：問合せ先に同じ

エ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、7月7日（金）までに提案資格の確認結果の通知を
書面で行う。

5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限：令和5年6月30日（金）16時

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）

(2) 回答

ア 期日：令和5年7月7日（金）

イ 回答先：上記4により申込のあった全参加者

6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 5部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

（ア）基本的な考え方

① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針

（イ）実施体制

① 現地旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制

② 添乗員の実績及び体制

（ウ）行程

① 交通手段

② 宿泊施設の概要、安全性

（エ）事前・事後研修、現地研修

① 研修の内容やねらい、効果

② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

（オ）安全管理

① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応

② 保険の内容

イ 見積書 5部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること
（様式任意）

（2）提出期限

ア 期限：令和5年7月18日（火） 16時（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参又は郵送

（3）留意事項

ア 提案書は20ページ以内とすること

イ 参加者は1つの提案しかできないこと

ウ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

7 ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを実施する。

なお、詳細については、別途通知する。

8 審査要領

（1）審査方法

（2）に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
基本構想	①豊栄高等学校の修学旅行としてふさわしいか。 ②学校が依頼した諸条件がよく反映されているか。	10
行程	①生徒に負担のない交通手段が確保され、移動時間は効率的か。 ②宿泊施設の質、利便性は高いか。	20
現地研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修の狙いが明確で、目的を達成できるものとなっているか。 ③研修内容に偏りがなく、多様な経験ができるものとなっているか。	30
安全体制	①計画全体において生徒に負担がなく、安全が配慮されているか。 ②緊急時の対応が明記されており、連絡体制が十分であるか。 ③保険の内容が十分なものとなっているか。 ④業者及び担当者の信頼度は高いか。	30
費用	①研修を達成するための適切な価格であるか。	10
計		100

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。（別紙様式4）

10 日程

・説明会	6月20日（火）
・参加申込	6月30日（金）
・参加資格の審査・確認結果通知	7月7日（金）
・企画提案書の提出	7月18日（火）
・ヒアリング実施	7月25日（火）
・審査結果通知	7月28日（金）

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 問合せ先

〒950-3343 新潟市北区上土地亀大曲761
新潟県立豊栄高等学校 担当：飯塚公枝子
電話番号 025-387-2761 (代)
F A X 025-388-5650

13 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること
- (6) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
 - エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者